

## 2020年度一般入学者選抜試験（前期日程）小論文採点方針

### 【採点の基本方針】

- ・解答が誤っているか無記入である場合は 0 点とした。ただし、誤った解答であっても、根拠を示し、論理的にある程度の整合性を有する場合には、その内容に応じて基準点を与えた。また、正解例および採点基準の記載と異なる内容であっても、根拠を示し、論理的に整合している場合は、正解として取り扱うが、内容によっては部分点を与えた場合がある。
- ・表記、用字等に誤りや不適切な箇所がある場合であっても、単なるケアレスミスであり、解答の内容に本質的な影響のないものは減点の対象としなかった。
- ・正解として必要不可欠な内容が明確に記述されているかぎり、文章量の多寡は評価基準としなかった。
- ・「設問には問題文と各設問のみに基づいて推論し答えること」との条件があるので、これらに明確な根拠のない推論、および事実に基づいて推論した内容を事実と仮定し、仮定に基づいてさらに推論した記述については、採点の対象としなかった。解答と直接関係しない意見・感想等についても採点の対象としなかった。
- ・「解答は〈中略〉欄外に書いてはいけない」と指定しているので、欄外に記入されている答案是、解答形式に違反しているため、全体から小減点した。

2020年度一般入学者選抜試験（前期日程）小論文解答例

問 1

問 1	部長	部長は（ 平松 ）さん	
		根拠	さっそくだけど, 平松さんはどう思う? 電車のことにとっても詳しいでしょ。 細かなことは電車のことにとっても詳しい部長に考えてもらいました。
	発言者は（ 三木 ）さん		
	マネージャー	マネージャーは（ 小野 ）さん	
根拠		小野は部のマネージャーなんだからちゃんと考えろ。	
		発言者は（ 田中 ）さん	

- ・「根拠」のところで, 会話文の必要な部分が書かれていた場合, その前後の会話文が書かれていたり, 受験者自身の意見が追加されていたりするものについては減点しなかった。
- ・根拠となる会話文が変えられていたり, 短縮されていたりした場合は, 小減点とした。
- ・部長が誰であるかを確定するには 2 箇所の会話文を根拠とすることが必要であるが, 1 箇所の会話文だけが記されている場合は部分点を与えた。

問 2

問 2	研究室にいた学生	三木, 平松, 小野, 水谷, 石川
-----	----------	--------------------

- ・名前に敬称, 役職名が付け加えられていても, 減点の対象としなかった。
- ・必要な人物が記入されていない場合, 誤った人物が記入されている場合はそれぞれ減点した。

### 問 3

問3		
指摘	事項	アレルギーをもつ人に対する食事の配慮を旅館に伝えたこと。 (または) 食物アレルギーのある人は申し出るように注意を促すこと。
	理由	田中さんと三木さんの発言から、浜田さんが甲殻類アレルギーであることがわかる。 遠征のしおりには、旅館のおすすめの料理を頼むと書かれているが、アレルギーに配慮することは書かれていないから。
指摘	事項	個人の持ち物に、学生証を入れること。
	理由	帰りは学割を使って帰ることを予定している。この時、学生証を使う必要がある。 遠征のしおりの個人の持ち物のところに学生証が書かれていないから。
指摘	事項	事前に公欠届を大学に出すこと。
	理由	話し合いの中で三木さんは念のために事前に公欠届を大学に出す必要性について発言している。 しかし、遠征のしおりには書かれていないから。

- ・「事項」と「理由」に何を記述するかの区分が答案によって異なっていたので、両者を一体として採点した。
- ・アレルギーに関する事項について、① 食物アレルギーをもつ人がいるので、食事に配慮が必要であることについて、旅館に伝達することをマネージャーに促し、配慮されていることを「遠征のしおり」に記載する趣旨の内容、または② 食物アレルギーのある人は、事前に申し出るように注意を喚起する趣旨の内容 のいずれか、もしくは両方が書かれているものを正解とした。なお、「旅館からメニュー（または食材）を教えてもらい掲載して確認してもらう。」などの内容の解答は、遠征参加者に対して、自分で食物アレルギーへの注意を喚起する趣旨 と解釈できるので正解とした。ただし、「遠征のしおり」の追加すべき内容として「浜田さんが甲殻類アレルギーであること」との解答は、浜田さんが食物アレルギーであることは会話から知ることができるが、遠征のしおりに浜田さんのことに限定して記載し、部員にのみ周知するのは不相当と考えられることから部分点とした。
- ・「学生割引の使い方」、「割引証の使い方」、「勝ち残った時の宿泊」または「費用の協議に関することについて」に関する解答は、すでに「遠征のしおり(案)」に記載されている、または別の書類で示すことが明記されている、などから不正解とした。
- ・問題文に明示されていないことから推論したと判断される解答は採点対象としなかった。